

論文 | Article

純資産財政論

Public Finance by the Net Assets Amount

中村 宙正

NAKAMURA, Hiromasa

尚美学園大学

芸術情報学部非常勤講師

Shobi University

2024年3月

March.2024

# 純資産財政論

中村 宙正

## Public Finance by the Net Assets Amount

NAKAMURA, Hiromasa

---

### [要旨]

公会計補完の経済学は、公債の中立命題と世代会計とのあいだに存在する。量的緩和政策は、政府と中央銀行の負債を背景とするが、日本においても広義の公的部門は、直ちに労働市場改革のために財源を確保しなければならない。急速な人口減少、社会の分断、テロ対策に伴う財政収支の悪化は、対GDP比での公的債務を拡大している。民間部門の純資産とは、公会計の基盤を支えている。しかしながら、中立命題の理論的な前提と将来世代にたいする現実には距離があるため、民間部門を増強するさい公債発行に頼るべきではない。

小さな企業にとって元利返済に追われる操業とならないように、東京証券取引所に開設されている裁量的な新規株式公開市場である指定アドバイザー制度を充分に活用する必要がある。またその機能を円滑にするため、金融商品取引法第2条第31項に基づく特定投資家のあいだで流通する市場関係者地域通貨を、本研究は提案する。公債市場補完制度が存在しているのであり、それは人材によって財政が支えられるように長期的雇用契約を促進する。

民間部門が主導する市場関係者地域通貨を公的部門が認め、民間部門の純資産を高めるように財政を展開する。

### [Abstract]

This research proposes that there is Public Accounting Complementary Economics between Generational Accounting and Neutrality Hypothesis of Fiscal Policy. Although Quantitative Easing;QE is the reason of liabilities both government and central bank, public sector in a broad sense must secure financial resources for labor market reform right away in Japan. The deterioration of fiscal balance by rapid population decline, social division, counterterrorism enhances the debt to GDP ratio. The Net Assets Amount in private sector produces the strong support for public accounting, however public sector should not depend on Neutrality Hypothesis of Fiscal Policy because there is quite a distance between the premise of the theory and reality for future generation.

So that small firms are not overwhelmed with principal and interest repayments, it is necessary for them to make full use of NOMAD System which means discretionary initial public offerings in Tokyo Stock Exchange, and for the sake of smooth facilitation, this research proposes Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS used by specified investor based on Paragraph 31, Article 2, Financial Instruments and Exchange Act. It seems that there is the Complement System of Public Bond Market which promotes the long-term employment contract with public finance by human

resource.

## キーワード

公会計補完の経済学、指定アドバイザー制度、純資産財政論、市場関係者地域通貨、公債市場補完制度

## Keywords:

Public Accounting Complementary Economics, NOMAD System,  
Public Finance by the Net Assets Amount,  
Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS  
The Complement System of Public Bond Market

## 1. 序論

政府の予算制約と持続可能性について、公共経済学では、公債とマネーサプライを左辺におく負債の遷移方程式にたいし、フィッシャー方程式を代入することによりシニョレッジを導出する。かつ、ドーマー条件によれば、基礎的財政収支がゼロであるときに経済成長率が公債の利子率よりも常に大きければ財政は持続可能である<sup>1</sup>。したがって、量的・質的金融緩和政策とは、国内外の先行研究が十分に検討された結果である。

公会計の持続可能性とは、公的部門の負債である公債残高、中央銀行の負債であるマネーサプライ（法定通貨の供給量）を分析することによって検討される。量的・質的金融緩和は国内外で学術的な評価を受けているとはいえ、広義の公的部門の債務を膨張させている。

金融政策は、物価の安定（法定通貨 (Legal Tender or Fiat Currency) の価値を維持すること）を目標とし、具体的な手法については中央銀行に委ねられるべきものである。その上で財政政策と金融政策を一体の領域とするポリシーミックスが必要とされ、中央銀行の独立性については基本としつつ、政府と中央銀行が連携し金融・財政政策を実行している。

対外債務GDP比が低いほど、財政破綻は生じない。日本国内の場合、財政法第5条にもとづき、日本銀行が金融市場から日本国債の購入を継続できれば、財政は持続可能性をもつ。

これまでの量的緩和（Quantitative Easing;QE）は国民的金融緩和（People's Quantitative Easing;PQE）ではなく、中央銀行が金融市場から金融資産を買い取る範囲に止まっている。すなわち国民経済に法定通貨を不必要に渡すことをしていない。

日本国民をはじめ、各国国民には法定通貨にかんして妥当な使用権が認められているだろうか。衣料、食料、住居の確保について自給自足が可能であるのは富裕層に限られ、大多数の方々にとっては財政民主主義にもとづき、暮らしに必要な物資を購入し、居住、租税負担、社会保障負担のため法定通貨を期日までに揃えなければならない。生きるために必要な権利を確保したいのであり、それは拝金主義ではない。その権利は、隣人のために寄付することもでき、分かち合いを行うとき心をあらわすメルクマールになる。

環境問題があり、80億4500万人（国連人口基金「世界人口白書2023」推計）の人口

---

<sup>1</sup> (別所 2010, pp.331-340)。

が増加しないような駆け引きが継続されている。乳児を授かり育てる価値が認識されていない。人口増加に応じて、各位の効用 (utility) に配慮できるエコノミカルな経済基盤づくりが問われている。

国民経済において、生きるために人間の尊厳を充たすよう法定通貨が行き届いているとは言えないと判断される。給付は一時的であり、みなが生産活動に従事できるようにする。無論、生産活動に従事することによって収入を得ることができ、納税の義務を果たす。

本研究は、広義の公的部門が債務を膨張させることなく、民間部門が主体となって、公的部門の財政を持続可能とするよう、小さな企業であっても株式会社制度を活用し負債性を伴わない (元利返済に追われない) 職場を実現することで本業に専心できるよう、純資産主義にもとづく新たな財源確保のメカニズムである公債市場補完制度を提示する。

## 2. 公会計補完の経済学

合理的期待形成学派のロバート・バローは、1970年代にリカードの等価定理を定式化した<sup>2</sup>、1990年代に入ると、ローレンス J. コトリコフなどによって、生涯を通じた財政政策による受益と負担の現在価値を各世代別に推計した世代会計 (Generational Accounting) が提唱された<sup>3</sup>。公債残高の累増にともない、将来世代にもたらされる元利償還のための租税負担の増加が予想される状況のもとで、世代間の再分配政策の指標として有益である<sup>4</sup>。

「財政赤字 (対 GDP 比) が毎年度増え続けると (中略) 政府債務はとどまることなく増え続けます。財政の持続可能性を担保するためにも、この財政赤字を何らかの方法で大きく減らさなければなりません。(中略) 非効率な政府支出をなくしたり、国と地方の役割分担を再検討して政府支出の出し方を見直したり、政策の優先順位が低い政府支出を削減したりすることが考えられます。(中略) 他方、歳入確保は、現在の税率や社会保険料率のままでも経済成長に伴い得られる自然増収だけに頼らず、税制改革や社会保障改革を行って税や保険料の負担を増やすことが考えられます。」(土居 2021, pp.364-365)

リカード・バローの中立命題は、理論的に覆されているわけではなく、政府支出の規模を所与とするとき、財源の確保は、租税と公債発行のどちらでも、同等 (equivalent) である。民間部門が正しく予想・期待をする (expect) ことを前提として、公債償還時に向けて貯蓄するからである。現在課税するか、将来課税するかの違いだけである。

しかし合理的期待形成は現実 (reality) と差異があると仮定すると、すなわち急速な人口減少、社会の分断、テロ対策などが前提となり経済成長が伴わず財政支出の規模が膨張するとき、世代会計にもとづく分析は意義を有するようになる。なぜなら歳出削減を行うさい、旧世代に権限があり、その判断が次の世代の真に必要なとする公的部門の支出を理不尽に減ずる場合があるからである。次の世代は新しい社会課題と向き合っているが理解されない。

雇用創出を適時に行う有効需要政策 (貨幣の裏付けのある需要を創造する具体的方針) は必要である。そのための財政支出であれば、将来世代の生産性と納税力に寄与できる。

公債市場を補完する新たな財源の確保に向けて、広義の公的部門の負債性を高めることな

---

<sup>2</sup> (Barro 1974, pp.1095-1117)。

<sup>3</sup> (Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff 1991)。

<sup>4</sup> (金澤 2005, p.154)。

く、将来において納税の役割を担う民間部門の純資産性を高める方法について論考を行い、そのメカニズム・デザインとして、裁量的な新規株式公開市場である指定アドバイザー制度の取引参加者のあいだで市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）の流通を促す公債市場補完制度を、本研究は提示する。

## 2.1. MMTでは広義の公的部門の債務を膨張させる

現代貨幣理論（Modern Monetary Theory; MMT）は、日本にて先駆的に実践されてきており、日本経済であれば適すると判断される場合があり、あるいは批判的な学者、専門家からは、わが国においての財政悪化はいち早く食い止めるべきと考えられている。「MMTの定義は、自国の通貨で発行された国の借金はデフォルトしないため、政府は財政の悪化をさほどきにせず景気の安定に取り組むことができる、です。」（真壁 2019, p.40）

L・ランドル・レイは、2012年の論文のなかで、MMTが持ついくつかの問題点に言及し、MMTのマクロ経済政策は、現実の国際金融システムが持つ制度的、実証的、政策的な側面について十分に取り扱いしていないのであり、その政策的なインプリケーションと実際の政策への適用可能性は非常に限定されている（島倉監訳 2019）、ことを指摘している。

政策的なインプリケーションについて、本研究としては、労働という生産活動に国民経済が確実に従事でき、人間の尊厳を充たす対償を用意できること、を提示する。そのうえでMMTは何が間違いなのか、次のような論考がある。「経済が完全雇用に向かうときに、フリーランチは存在しないということを、MMT派はまず認めるべきであろう。そして、古くさい方法かもしれないが、国内におけるマクロ経済政策の優先順位と租税をめぐって議論する方がよいであろう。進歩主義的政策を削減するよりもむしろ、進歩主義的な方法で既存の生産設備を開放し、それを使えるようにするために、例えば、過剰な政府軍事支出を削減したり、もし必要であれば、富裕層や他のところに増税する方がよいであろう。このことは、MMTの対象とする狭い範囲内でさえ、国内のマクロ経済政策の優先順位、租税、「プログラムの費用を賄う」方法についてMMT派はまず議論しなければならないということの意味している。」（ジェラルド・A・エプシュタイン 2020, pp.178-179）

「日本政府の財政政策を最も支持する人々さえ、日本の債務の対GDP比が今の水準から大幅に上がるのはリスクだということには総じて同意している。現在が低金利だからこそ、債務の増加スピードが遅いのだ。」（マーク・ロビンソン 2022, p.290）

自国の法定通貨（中央銀行の負債）で発行された国の借金（公会計における負債）はデフォルトしないという定義に対して、実際の政策へ適用するさいに、中央銀行の負債によって公会計の負債を増大させることは持続可能性があるかを念頭に置く必要がある。人口減少が急速に進む場合に、社会的諸課題を含めて解決をし続けながら、現実を前に進めることが出来るか、債務を対GDP比で捉える必要がある。公的部門は新たな財源を確保するにさいし債務の膨張を極力抑えるよう、純資産性を伴うようなメカニズムを構築しておくべきである。

## 2.2. 公会計の意義とその改革

公会計とは、国・地方公共団体・独立行政法人その他の行政諸機関の会計のことである。官庁会計ともいう。金銭の収支（歳入と歳出）に重点を置く。財産の保全や管理を重視する。

営利事業ではなく、損益計算は行われない。公企業では独立採算制が採用されている。公企業（たとえば都市再生機構、住宅金融支援機構、日本学生支援機構などの独立行政法人）では、独立採算制を採用することによって、その経営の効率性・経済性を明らかにするために、企業会計の場合と同様、財産計算のほか損益計算が行われる。これを、企業会計方式の導入という。近年では国や地方公共団体でも、収支計算に加えて、保有する財産の状態や政策実現のための費用・財源（税収など）をみるために、貸借対照表のほか各種のコスト計算書などを作成する企業会計方式の導入が進められている<sup>5</sup>。

ただしその全てを企業会計方式に置き換えるならば、公会計としての意義を失う。「たとえば、民間企業は利益が目的ですが、行政の目的は国民福祉の向上であり、利益を追求することではありません。民間企業は経営業績が重視されるので決算が重視されますが、行政の主な収入源である税収は、租税法律主義であらかじめ課税前に規定しなければならないので、予算が重視されます。（中略）民間企業の資産は売却可能ですが、行政は道路や橋梁のように売却が著しく困難な多くの資産を有しています。」（土居 2021, p.312）

民間企業では、株主や取引相手に対し、自社の財務状況をわかりやすく説明したり、決算内容いかんによっては経営者が責任を取ったりすることは、通常の姿であるが、その発想を行政にも活かすよう、公会計制度を改善することは必要である。「コスト意識の欠如や責任の欠如を指摘するだけでは十分ではない。会計数値による結果を管理する仕組みの構築が重要である。つまり、会計情報は人間行動を変えるという姿勢でのマネジメントが重要である。（中略）継続的にサービスを改善するという精神が植え込まれ、それを促進するために会計改革が行われると、息の長い改善活動につながる。（中略）会計は特殊な技術ではなくて、過去を確認し、将来を計画するのに不可欠な基礎的思考である。」（小林 2013, pp.46-47）

日本の国家予算は、一般会計予算、および法律をもって特別会計予算、政府関係機関予算を定めており、会計原則として単一性の原則にしたがっていない。公共の利益を目的とする国の方針に近い事業について、企業会計方式が導入される方向性にある。

「地方公共団体でも、公会計改革の動きが始まっています。東京都では、1999年7月に貸借対照表を試作したことを皮切りに、2006年度から、従来の官庁会計に複式簿記・発生主義会計の考え方を加えた新公会計制度を導入しました。東京都独自の会計基準を策定し、日々の会計処理の際に、一件ごとに複式簿記の仕訳を行うことにより、従来の官庁会計で求められる報告に対応するとともに、発生主義会計に基づく財務諸表を迅速かつ正確に作成することを可能としました。大阪府も新しい公会計制度を導入して財務書類を公表しています。」（土居 2021, pp.300-301）

取引記録を残す技術が、ブロックチェーン技術の安定化（野口 2014）によって充実している現状において、本研究は、経済行動を改善するよう働きかける公会計の意義がまっとうされるようメカニズム・デザインに着手する。

### 2.3. 公会計を補完する民間部門の純資産

公会計に持続可能性が備わるには、国民経済が盤石でなければならないが、民間部門において企業は借金の元利返済に追われることなく本業に専心できるよう、小さな企業において

---

<sup>5</sup>（新井・川村 2020, pp.2-3 を参照）。

も株式会社制度を活用でき、負債ではなく純資産を高めることを可能にする仕組みづくりが財政のダイナミズムとして求められている。民間部門の利益は公的部門の基盤である。

景気は循環するため調整を必要としており、また急激な変動によって一人ひとりに法外な負担が押し被さる事の生じないよう、平時よりメカニズムを講じておくことが望ましい。

融資を基礎におく場合には、返済が必ず求められるのであり、資金繰りに支配されれば、本業を丁寧に操業することが及ばなくなる。収益の源泉を確実にスクイズし罫を進める。

株式による資金調達の普及が、融資を役割とする機関に負担をになわせるわけではない。投資促進により新たな融資事業開拓の可能性もまた期待される。

小さな企業にも株式の上場・公開を認めることが出来れば、出資者側との連携によって、製品開発、販路開拓、人材交流、原材料調達などの事業展開が可能になる。

また、格差の是正が求められるなかでミドル・インカム・トラップ（中所得の罫）に陥らないよう、上位者の知見が育成を受ける側に競争力として生かされる連携を構築できる。

財政社会学的な視点としては、これまで再分配の罫として、「低所得層を「救済」する」ということは、彼らを「受益者」にするということにほかならない。一方、特定の層が受益者になるということは、その他の層、つまり中間層や富裕層が「負担者」となるということだ。これは、究極的には、自分が負担者となり、ある人が受益者になるということに対して、人間はどこまで寛容でいられるか、という問題である。」（井手他 2016, p.029）などの指摘がなされてきていた。

「財政現象とは経済現象と非経済現象とが綱引きを演じるアリーナであり、財政学は経済現象と非経済現象との相互関係を対象としている。つまり、財政学は財政現象を経済学、政治学、社会学という社会科学の個別領域からアプローチするのではなく、境界領域の〈総合社会科学〉として固有の学問領域を形成しなければならない。」（神野 2021, p.70）

また、国の公会計における判断と、地方公会計においての判断に乖離があり、これを緩衝するよう境界領域の仕組みが求められている。内閣が地方財政計画を国会に提出する経済圏において、国から地方に財政的支援を行う必要はあるが、地方公共サービスの供給量について最適供給量を上回るように国が補助率を誤って設定する場合、「国は補助金を交付しないで、地方に単独事業としてサービスの供給を任せてしまったほうが資源配分上は望ましいことになる。つまり、最適な補助率の設定が困難な場合には、中央政府の失敗が生じる可能性が存在する」（林 2005, p.260）のである。地方の地理的条件をふまえるにあたり、交通網・物流が発達している大都市圏において過疎地に対する判断を行うさいに、低所得層にたいし法定通貨が行き届かない設定をする場合がありうる。負担者の判断に寛容でいられるのか、という問題も看過できない。公会計を補完する資源配分の仕組みが必要である。

民間部門が直面する現場において、適切な判断にもとづく行動が適うように、取引参加者の全てに市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）の発行を認め、これを使用するよう公的部門によって流通を促進し、その口座の黒字と引き換えに、指定アドバイザー制度を通じて、希望する未公開企業が新規株式公開を行う方法によって、小さな職場にも純資産性が伴うようになり、財政の好循環と税収の源泉を確保することができるようになる。

## 2.4. 労働科学と財政

賃金の下方硬直性が一般的であるなかで、量的・質的金融緩和政策にもとづく財政政策は日本国内において労働市場の改革を推進してきている。働き方改革の後、リモートワークの推進、リスクリング支援、最低賃金の引き上げ、賃上げが見通せないなかでの給与法改正、と進展してきている。金融政策による貨幣量の変化など総需要政策に影響されることのない自然失業率を前提として、これを低下させるよう労働市場にたいする構造的な施策を必要としている。なぜなら金融政策だけでは限界があると言われてるように、国際的な金融緩和は一定の自然失業率のもとで加速的な物価上昇のみをもたらすからである。

日本国内は辛うじて物価上昇が比較的抑制されており、供給力強化という方針も打ち出されている。労働科学としては従業者の作業量を重視するのであり、財政としては勤労の義務を国民経済に迫る。「心の病によって失業しているのか、怠けたいから失業しているのか、個人努力を検証することは難しい（アリエ・L・ヒルマン 2006, p.344）。」メカニズムとして、直ちに雇用する・勤労できる社会契約が、生産性・生涯給与水準と物価の安定に寄与する。

「財を生産する過程で学習効果が働くことによって技術知識が蓄積され、そのことが生産の効率性を向上させる要因となる。これは“Learning by Doing”（経験による学習）として知られている。生産活動が累積するにつれて、経験が積み重ねられ、技術知識が蓄積されることによって、技術的効率性が高まると考えることができる。」（若杉 2009, p.191）

財政は国民経済が盤石であって税収を確保できるのであり、働く側にも長期的な見通しがある雇用・社会契約によって、全人格的にも経験が具わり、誠実に仕事に心を向けるようになり労働生産性は高まる。雇用する側にその力が問われており、契約があり働く機会を得る。

正規と非正規の契約の相違が、経済社会の分断を生じさせている。半世紀ほど以前から既に「豊富なモノが我がものになるかは個々人の所得にかかり、所得が追いつかなければ資産形成はおろか「豊富の中の貧困」が現象する<sup>6</sup>。」という内容の指摘がある。資本の運動を通じた供給力強化に向かうなかで、元来のエコノミック・アニマルに更なるコストカットを迫る人間の尊厳（Human Dignity）を欠く契約労働が履行されかねない。

「労働分配率をみてみよう。それは四一―四六%の間で一〇年間推移したが、企業業績が好調になりはじめる一九八七年あたりから急に下がっている。一九九〇年は四一・八二で一九八九年の四二・〇六よりさらに低下している。賃金は上げてやったといってもどん底の二%アップから四・五%どまり。利益は急上昇したのだから、労働分配率の低下は当然といえば当然の結果である。」（浜田 1993, p.208）

「わが国では、戦後長い間、ベビーブーム世代（「団塊の世代」）とその子どもたち（「団塊ジュニア」）が労働力を支えるだけでなく、高い貯蓄率を通じて金融市場に多くの資金を供給することに貢献してきた。しかし、少子高齢化が急速に進展していくなかで、団塊の世代はすでに退職し、団塊ジュニアもやがては退職することが見込まれる。人口の高齢化が進展し、高齢者の比率が高くなると、過去の貯蓄を取り崩す人口が増えることになり、経済全体の資産も減少していくことになる。住宅ローン以外の貸し出しは限定的にしか行われない傾向が強く、若年期の家計は流動性制約に直面することが多くなっている。労働分配率（一国が生産した付加価値全体のうち労働者に分配された比率）は、2000年代には、リーマン・

<sup>6</sup>（江口 1979）。

ショックの影響で企業の利益が大幅に落ち込んだ 09 年を除き、労働分配率の下落が顕著である。」(福田慎一 (2020) pp.27-28、pp.281-282)

国民の作業が財政を支えるためには、給与所得が有り、納税と社会保障負担が叶うことによって成り立つ。就労機会を探し求める過程ばかりを突きつけ続けるならば、労働者には、生産性を身につける経験がそれだけ減り、国民負担より財政負担が重くならざるをえない。国民負担が叶い、財政に僅かでも余力をあたえる取り組みが進められるよう、財政が国民経済に協力する姿勢こそ問われている。そのための手段について、本研究には提示できることがある。

### 3. 公債市場補完制度

まず国民を雇用する方針を公的部門は明確にあらわし、納税の義務を果たす喜びを伝えるよう家計の経済力を充実させるため、民間部門が主体となって公的部門を支えることを可能とすべく、公的部門には市場補完メカニズムの運用と促進に着手するという方法がある。

市場競争は必要であり、国際経済においても価格競争は避けられないが、生身の人間には耐えがたいほどの厳しさがあり、第一線で通用する人材は限られている。二番手、三番手の方々も一番手の控えとして努めることができるようにする。一番でなければならぬのだが、その他多数の方々にも敗者復活の機会があるよう、市場社会を補う制度が求められる。

次の競争では結果が上がるように願い、働くことのできる勤労の機会を、雇用契約・社会契約を国民に届けるための方法を、本研究は提示できる。

#### 3.1. 純資産を醸成する指定アドバイザー制度

純資産とは、資産から負債を差し引くことによって導出することができ、株主資本と利益をもとに成り立つ。民間部門の純資産が充実することは、公的部門の財政を盤石にする。そのため、公的部門は、規模の経済性が比較的伴わない小さな企業に、財政融資、政府系金融機関などによって貸し込むのではなく、株式会社制度を通じて純資産を高めるよう促す方針を明確にする方法がある。

上場基準（形式基準）が無く、指定アドバイザーの裁量によって新規株式公開（Initial Public Offerings; IPOs）を可能とする金融機能が標準的に活用されるようになるならば、借金の取り立てに追われ本業に専心できない境遇などなく、適切な融資の範囲で資産を広げ、出資者責任が徹せられた中小企業の金融が実現するようになる。

知見を有する特定投資家は、株式会社制度にもとづくエンゲージメント機能を通じ出資先企業の事業に適切な支援を行うことができる。

技術協力、製品開発、販路開拓、人材の育成と交流、資金繰り支援など、連携を通じて、可能性を拡げることができる。

かつては日本の 1970 年代などの時期のベンチャーキャピタルであれば、次のような特徴を有していた。①手元に資金がない、②スタッフの多くは親事業者等から来ている、③多くの借り手は親企業から紹介されている、④借りてくれるだけの優位性がある借り手にもかかわらず彼らに経営支援できない、⑤融資会社の運営が加わる（Yasuyuki Hamada 2001, p.14）。日本のベンチャーキャピタルは、この半世紀の歳月のあいだに躍進したが、国内の

小規模事業者の多くは、手元に資金がなく、社外の人材にもスタッフを依頼し、ビジネスパートナーを有力な取引先に紹介していただき、自社と関係を持つほど優位性のある取引先と上手にかかわることができない、本業以外の業務を引き受ける、などの与えられた状況で懸命であることを貫いている。

小規模零細事業にも純資産性を高める契機があるならば、戦略的、戦術的な判断を伴うことが可能になるのである。

### 3.2. 取引記録を残す市場関係者地域通貨

指定アドバイザー制度の取引参加者とは、標準的な上場基準（形式基準）の有る株式市場には上場公開していない企業、および出資者側は特定投資家である。

裁量的な新規株式公開市場であり、容易に上場は成立しえない。上場に至る時期は定かでないなかで、先行して経済活動を促進できるように、市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System;SETS）を導入する。地域通貨の分散型発行方式（Local Exchange Trading System;LETS<sup>7</sup>）にもとづくのであり、日本語にもとづく法制度・商慣行を尊重する理念を共有することを目的とする。公的部門は、民間部門のそうした理念を認め、民間部門の純資産を高めるように財政を展開する。

SETSの受託人を経団連、登記人を連合が担当し、厚生労働省が受託人と登記人との連携を調整するよう所管し、金融・財政・労働システムを安定化させる。勤労者に無理の生じない雇用・社会契約であるよう、取引記録の丁寧な確認のもとでSETSの流通を促進させる。

なお、リスクが高いため、一般の家計では用いないようにするよう、通貨1単位当たりの価値を1,000万円程度とすることが望ましいと考えられる。

### 3.3. 公務細分化配分

特定投資家には公的部門が含まれるため、SETSの流通を通じて、中小企業等と公的部門との連携が図られる。中小企業等は細分化された公務（質の伴う業務）を受託することができるようになる。従業者はそれらの業務を職務とし、経験を丁寧に積み重ねる。

これまで日本国内において、公務は、日本電信電話会社、日本国有鉄道、日本専売公社、郵政事業など、大規模の事業が民営化されてきたほか、指定管理者制度を通じて、比較的中小規模の事業まで民営化するようになってきている。

今後は、人工知能の普及により、数値データおよび画像処理によるパターン認識と、ビジネスマッチングの技術により、公務を極めて細分化し零細規模の職場に委嘱することも可能になると考えられる。

これまで財政支出を必要としてきた業務について、民間部門が積極的に受託しようとすることによって、公的部門は歳出を抑制することができる。

### 3.4. 少子人口減反転の契機

広義の公的部門の債務が膨張するなかで経済成長を見込むことの薄い日本経済は、今後と

---

<sup>7</sup> (西部 2013, pp.42-43, p.67, p.96, pp.119-128, p.132, p.135, p.162, p.164, pp.167-168, p.170, p.173, p.178, p.241, p.253, pp.299-305、を参照)。

も、少子人口減に直面し続ける。ジェンダー平等が存在せず、異なるジェンダーの方々どうしの相互理解が深まらない社会において、真つ当な関係を経て新しい命を授かる境遇に恵まれない方々も増加していることを推察することは出来る状況にある。

正式な雇用があり、給与所得が充実し、納税でき、社会保障負担を行うことの出来る立場であるならば、明るい気持ちで隣人と出会うのであり、共同体の人間関係を深めるなかで、人格的にも成長することができ、異なるジェンダーの方にも認められる可能性は高まる。そのようなご縁が27歳くらいまでに恵まれなければ、合計特殊出生率が2.2を超える社会を構築することはできない。他方では、授かりし赤子を育てられない親のために生産年齢人口を減少させている。公債市場補完制度の整備・運用を通じて、少子人口減社会の傾向を反転させる契機となりうる。

#### 4. 結論

公的部門は、民間部門の純資産を盤石にするよう促す方法によって、財政の持続可能性を堅持することができる。具体的には上場基準に数値基準（形式基準）の無い、裁量的な新規株式公開市場である指定アドバイザー制度の活用を小規模・零細企業にも認める方法により、多数の事業者・従業者に、資金繰りの面で元利返済に追われず本業に専心する職場を経験できるようにする。納税および社会保障負担に必要な経済力を有するようになる。

指定アドバイザー制度が円滑に機能するよう、取引参加者のあいだで市場関係者地域通貨（Shijohkankeisha Exchange Trading System; SETS）の流通を促進させる。このような市場補完メカニズムを、公債市場補完制度として提示した。

就業の機会に恵まれなかった方々には、最低限度の暮らしを行うことのできる賃金が支給されるほどの雇用契約・社会契約が認められる。人件費カットの逆の論理を展開できる。

従業者は、雇用機会が有ることによって“Learning by Doing”（経験による学習）を積み重ねることができ、国民経済において広く労働者として企業への採用が認められれば、それだけ民間部門は純資産を高めることができるようになり、公的部門の歳入は高まる。

公債発行、法定通貨の発行量を増大させる方法は、直ちに財政政策を行う場合に必要だが、広義の公的部門である政府および中央銀行の負債性は高まる。少子人口減の傾向に局面の転換が見られない場合には、将来世代に公債償還を担わせることになる。

格差是正が求められる共同体の人間関係において、出資者責任に重点をおく株式会社制度を小規模・零細企業にも認めるように促すことが、公債市場補完制度の役割と機能に具わっている。

国民経済において、人材育成が適うように、特定投資家が事業に出資する財政によって、公的部門と民間部門の連携による信頼関係が醸成される。民間部門の純資産は充実し、公的部門はさらに未来に向けて、国民経済の資産を戦略的に構築することができるようになる。

#### 【引用・参考文献】

新井清光・川村義則（2020）『新版 現代会計学（第3版）』中央経済社。

アリエ・L・ヒルマン著、井堀利宏監訳（2006）『入門財政・公共政策 政府の責任と限界』勁草書房。

- 井手英策・古市将人・宮崎雅人（2016）『分断社会を終わらせる「だれもが受益者」という財政戦略』筑摩選書。
- 江口英一（1979）『現代の「低所得層」』未来社。
- 金澤史男（2005）『財政学』有斐閣ブックス。
- 神野直彦（2021）『財政学〔第3版〕』有斐閣。
- 小林麻理（2013）『公共経営と公会計改革』三和書籍。
- ジェラルド・A・エプシュタイン著、徳永潤二・内藤敦之・小倉将志郎訳（2020）『MMTは何が間違いないのか？ 進歩主義的なマクロ経済政策の可能性』東洋経済新報社。
- 土居丈朗（2021）「入門 | 財政学（第2版）」日本評論社。
- 西部 忠 編著（2013）『地域通貨』ミネルヴァ書房。
- 野口悠紀雄（2014）『仮想通貨革命』ダイヤモンド社。
- 浜田康行（1993）「貨幣資本の自立的蓄積、その実物資産からの乖離」村岡俊三・佐々木隆生 編『構造変化と世界経済』藤原書店。
- 林 宜嗣（2005）『財政学 第2版』新世社。
- 福田慎一（2020）『金融論 新版』有斐閣。
- 真壁昭夫（2019）『MMT（現代貨幣理論）の教科書』ビジネス教育出版社。
- マーク・ロビンソン著、月谷真紀訳（2022）『政府は巨大化する 小さな政府の終焉』日本経済新聞出版。
- 別所俊一郎（2010）「政府の予算制約と持続可能性」林 正義・小川 光・別所俊一郎（2010）『公共経済学』有斐閣アルマ。
- 若杉隆平（2009）『国際経済学 第3版』岩波書店。
- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991) Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting, in Bradford, David eds., *Tax Policy and the Economy, Vol.5*.
- Barro, R. (1974) Are Government Bonds Net Wealth?, *Journal of Political Economy* 82, pp.1095-1117.
- Wray, L. Randall (2012) *Modern Money Theory : A primer on Macroeconomics for Sovereign Monetary system*, London: Palgrave Macmillan. (島倉原監訳 (2019) 『MMT 現代貨幣理論入門』島倉原監訳・鈴木正徳訳／中野剛志・松尾匡解説、東洋経済新報社。)
- Yasuyuki HAMADA (2001) Japanese Style Venture Capital in the Twenty-First Century, *Economic Journal of Hokkaido University, Vol.30*, pp.13-20.

